

～林業・木材産業を営む皆様へ～

林業信用保証のご案内



2025.01更新

独立行政法人 農林漁業信用基金

表紙、挿絵：平田美紗子

林業信用保証とは

お客様が融資機関から事業資金の融資を受ける際に、公的保証機関である当信用基金が債務を保証します。

多くの皆様に利用されています（お客様の声）

創業して間もないため、資金調達ができるか不安でしたが、融資機関に相談したところ、信用基金の林業信用保証を紹介され、立木購入資金をスムーズに借り入れることができました。

融資がなかなか決まりませんでした。が、「信用基金の信用保証を利用して融資を受けたい」と融資機関に申し出たところ、融資機関が信用基金に問合せをしたことで債務保証の理解が得られ、必要な資金を借り入れることができました。



様々な資金が保証の対象です

OK 苗木や立木、原材料、資機材の調達費、燃料費、人件費、機械のリース料やレンタル料などの支払いのための運転資金

OK 事務所や工場、土場などの土地・建物、生産・加工機械や林業機械、輸送運搬車両などの整備・購入のための設備資金(中古の機械等も対象です。)

多くのメリットがあります

- ✓ 保証料率は年0.15~1.80%で、財務内容により低率が適用されます。
- ✓ 保証料は日割り計算のため、余分な費用が不要です。
- ✓ 保証額は、関連企業を含めて、財務内容により6億円まで利用可能です。
- ✓ 無担保での保証額は、財務内容により2億円まで利用可能です。
- ✓ 全国の事例を1拠点で把握するとともに、専門の担当者を配置しており、様々な御相談に対応可能です。



ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。(平日9~17時)

○保証制度や出資金に関するお問い合わせ

林業信用保証管理部

TEL:03-3434-7825

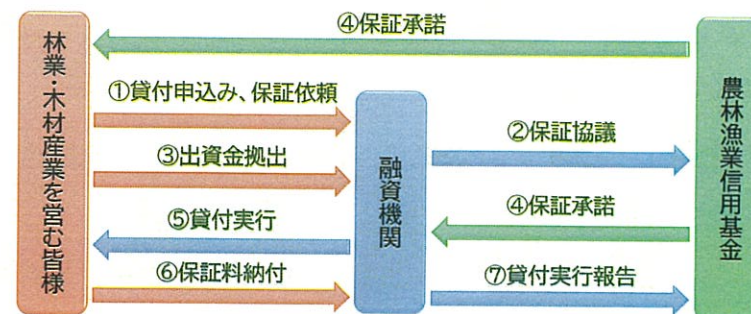
○保証の申込みやご利用に関するお問い合わせ

林業信用保証業務部

TEL:03-3434-7826、7827

信用保証のご利用にあたって

本パンフレットをお持ちになって、お近くの融資機関にご相談ください。



保証料が最大5年間免除になる保証メニューもあります

- 台風、大雨、地震などの自然災害からの復旧や原油価格・物価高騰の影響などにより、事業継続に支障が生じている方の資金繰り
- 森林組合や素材生産会社で経験を積み独立・法人設立をされる方や、他業種から林業・木材産業へ新たに進出される方の資金繰り
- 素材生産業を行っている方が、新たに造林・育林業を開始するなど複合的な経営に取り組む方の資金繰り

※保証のご利用には審査があります。審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

出資金

保証のご利用に当たっては、保証額に応じて出資金を出資していただきますが、保証のご利用が終了した後に払い戻すことができます。

連帯保証人・担保

法人代表者のほか、ご利用条件により連帯保証人が必要な場合があります。運転資金は、利用される方の財務状況により担保が必要な場合があります。設備資金は、借入期間が5年超の場合又は土地建物の購入・建設の場合、原則として担保が必要です。

(信用基金を抵当権者として設定する登記は、お客様の登録免許税の負担が軽減されます。)

